

【 わがまち特例一覧 】

令和 7 年度

対象	特例対象資産	取得時期	特例割合 適用期間	根拠法令
固定 (家屋・償却)	家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（利用定員が 5 名以下）	H29.4.1 以降	2 分の 1 制限なし	地税法 349 の 3 ②⑧⑨
固定 (償却)	水質汚濁防止法の汚水又は廃液処理施設	R6.4.1 から R8.3.31 まで	2 分の 1 制限なし	地税法附 15②一
固定 (償却)	下水道除害施設	R6.4.1 から R8.3.31 まで	5 分の 4 制限なし	地税法附 15②五
固定 (償却)	特定再生可能エネルギー発電設備 太陽光発電設備（1,000kw 未満） 風力発電設備（20kw 以上） 地熱発電設備（1,000kw 未満） バイオマス発電設備（10,000kw 以上 20,000kw 未満）	R6.4.1 から R8.3.31 まで	3 分の 2 3 年間	地税法附 15②一
固定 (償却)	特定再生可能エネルギー発電設備 バイオマス発電設備（10,000kw 以上 20,000kw 未満）※一般木質バイオマス・ 農産物残さ区分	R6.4.1 から R8.3.31 日まで	7 分の 6 3 年間	地税法附 15②二
固定 (償却)	特定再生可能エネルギー発電設備 太陽光発電設備（1,000kw 以上） 風力発電設備（20kw 未満） 水力発電設備（5,000kw 以上）	R6.4.1 から R8.3.31 まで	4 分の 3 3 年間	地税法附 15②三
固定 (償却)	特定再生可能エネルギー発電設備 水力発電設備（5,000kw 未満） 地熱発電設備（1,000kw 以上） バイオマス発電設備（10,000kw 未満）	R6.4.1 から R8.3.31 まで	2 分の 1 3 年間	地税法附 15②四
固定 都計 (土地)	緑地保全・緑化推進法人が設置する市民緑 地の用に供する土地	H29.4.1 から R9.3.31 まで	3 分の 2 3 年間	地税法附 15③
固定 都計 (土地・家 屋・償却)	一体型ウォークアブル事業によりオープ ンスペース化した土地とその上に設置され た償却資産、低層部階をオープン化した家 屋	R6.4.1 から R8.3.31 まで	2 分の 1 5 年間	地税法附 15③
固定 (償却)	特定都市河川浸水被害対策法及び下水道 法に規定する認定事業者が認定計画に基 づき設置した雨水貯留浸透施設	R6.4.1 から R9.3.31 まで	3 分の 1 制限なし	地税法附 15④
固定 (家屋)	サービス付き高齢者向け賃貸住宅	H27.4.1 から R9.3.31 まで	3 分の 2 又 は ※6 分の 5 5 年間	地税法附 15 の 8 ②
固定 (家屋)	長寿命化に資する大規模修繕工事を行っ たマンション	R5.4.1 から R9.3.31 まで	3 分の 1 1 年間	地税法附 15 の 9 の 3 一

※中心市街地の活性化に関する法律第 9 条第 10 項の規定により認定を受けた区域内に新築した場合